



サポートカー限定免許導入!



申請により、普通免許で運転することができる自動車の範囲をサポートカーに限定する条件を付与することができます。(対象車両は、警察庁HPで確認できます。)

サポートカー限定条件付与の申請は、運転免許証の更新申請と併せて行うことが可能です。詳細な手続きについては、運転免許センターか最寄りの警察署にお問い合わせください。

※サポートカーとは、次の装置等を備えた自動車をいいます。

①国土交通大臣による性能認定を受けた、衝突被害軽減ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置

②道路運送車両の保安基準に適合する、衝突被害軽減ブレーキ

※サポートカー限定条件を付与できる免許は、普通免許のみです。

受付時間（サポートカー限定条件の付与のみ）		
月～金曜日		日曜日
運転免許センター	警察署	運転免許センターのみ
8:30～11:30 13:00～16:00	8:30～16:45	14:30～15:30 ※日曜日は、普通免許のみ保有している方のみ手続きできます。

※中型(8トン限定)免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取消により、普通免許を取得していただいた上で、条件を付与することができます。

※土曜日、祝日、休日、年末年始はお休みです。

受付時間（更新と同時にサポートカー限定条件の付与）		
月～金曜日		日曜日
運転免許センター	警察署	運転免許センターのみ
<ul style="list-style-type: none"> ・優良運転者講習 ・一般運転者講習 ・高齢者講習終了者 8:30～10:00 <ul style="list-style-type: none"> ・違反運転者講習 ・初回更新者講習 ・高齢者講習終了者 13:00～14:00	8:30～16:45	<ul style="list-style-type: none"> ・優良運転者講習 ・一般運転者講習 ・高齢者講習終了者 8:30～9:30 <ul style="list-style-type: none"> ・優良運転者講習 ・違反運転者講習 ・初回更新者講習 ・高齢者講習終了者 13:00～14:00 ※日曜日は、普通免許のみ保有している方のみ手続きできます。

※中型(8トン限定)免許や第二種免許等、普通免許の上位免許をお持ちの方は、申請による免許の一部取消により、普通免許を取得していただいた上で、条件を付与することができます。

※土曜日、祝日、休日、年末年始はお休みです。

注意

- ・一度付与されたサポートカー限定条件を解除するには、**限定解除審査が必要です。**（有料）
- ・サポートカー限定免許でサポートカー以外の自動車を運転すると、**免許条件違反となります。**